

## 分類項目名、説明および内容例示

### A 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な仕事に従事するもの、教育・芸術・宗教・法律その他の専門的性質の業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例大学・研究機関などにおける特殊の科学的・その他専門的訓練、またはこれと同等の背景を提供する実際の経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

#### 01 技 術 者

科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、生産における企画・管理・研究などの科学的・技術的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例大学などにおける自然科学に関する専門的訓練、またはこれと同程度以上の知識と実際の経験を必要とする。

× 試験場・研究所などの試験・研究施設で自然科学に関する専門的・科学的知識を要求される研究、またはその補助的な業務に従事するものを除く。〔08～09 その他の専門的職業従事者〕

#### 011 鉱山技術者

金属鉱山・非金属鉱山・炭鉱・油田(天然ガスを含む。)の開発・操業、金属鉱物・非金属鉱物・石炭・石油・天然ガスの採掘・採取・選鉱、鉱山設備・鉱山保安などに関する企画・指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 一般地質・農林地質・土木地質・地下資源の調査研究に従事するものを除く。

- 鉱山技師
- 鉱山調査技師
- 採鉱技術者
- 電気探鉱技術者
- 試すい(錐)技術者
- 物理探鉱技師

金属鉱山地質技術者  
採炭技術者  
坑内係員(技師のもの)

- × 地質調査技師〔029〕
- 安全工業技術員〔029〕

#### 012 や 金 技 術 者

金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する企画

- ・技術指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。
- × 非金属の精錬に関する技術的な仕事に従事するものを除く。

- や(冶)金技術者  
 鋳鍛や金技術者  
 電解炉操炉技術者  
 電気製錬技師  
 精錬技師(や金)  
 合金技師  
 電気分解・電気炉などによるや金技術者  
 圧延技師

- 製鉄技師  
 電気化学技術者(アルミニウム製造)  
 鋳造技師  
 熱処理技師  
 鋳物技師  
 金属試験技師

- × 非金属精錬技師〔017〕

### 013 機械技術者

各種機械器具(電気機器・電気通信機器・航空機・船舶を除く)・機械設備などの企画設計・据付・製造・改造・修理・作業管理・検査・調査研究・操作についての技術的な業務に従事するものをいう。

- 船用機関の製造・改造・維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものを含む。
- × や(冶)金・航空機・造船・電気技術者を除く。

- 機械設計技師  
 工具設計技師  
 設計検査技師(工作機械)  
 内燃機設計技師  
 水道用機械設計技師  
 機械工業技師  
 機械工作技師  
 金属機械技術員  
 工作機械組立技術員  
 衡器製作技師  
 航空計器技術者  
 自動車設計技師  
 製材機械技術者  
 精密機械技師  
 染色機械技術者  
 産業用X線技術者  
 機械配置技術者  
 機械技術指導員(中小工業指導機関)

- 検査技師(紡機製造)  
 検査技師(自動車製造検査課)  
 車両検査技術者  
 光学機械技師  
 航空機関技術者  
 船用機関技術者  
 製薬機械技術者  
 造機工務技術者  
 機械研究技術員(通信機械製作)  
 発動機研究技師(自動三輪車製造)  
 自動車修理技術指導員  
 機械操作技師

- × や金技術者〔012〕  
 航空機技師〔014〕  
 造船技術者〔015〕  
 電気機械技術者〔016〕

### 014 航空機技術者

航空機の機体・プロペラの設計・製作・修理について技術的統制・指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する技術的な業務に従事するものを除く。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空機組立技師</li> <li>航空機技師</li> <li>グライダー設計技術者</li> <li>航空機用木製プロペラ製作技術者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>× 航空機機関技術者 [013]</li> <li>航空計器技術者 [013]</li> <li>航空機整備士 [543]</li> </ul> |
|---|---|

## 015 造船技術者

船舶の設計・検査・建造・改造・ぎ装・修理に関する技術的統制・指導・作業管理など技術的な業務に従事するものをいう。

× 船用機関・計測器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものを除く。

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 造船技師</li> <li>造船技術者</li> <li>船舶設計技師</li> <li>ボート製造技師</li> <li>木造船製造技師</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>× 船用機関技術者 [013]</li> <li>船大工 [606]</li> <li>大工棟領 [721]</li> </ul> |
|---|--|

## 016 電気技術者

強電機器・電気機器・電子管・電子応用装置・通信機器などの各種電気機械器具の設計・検査・維持管理・製作・保守・修理の技術的統制・指導・作業管理、送電電・電気照明などの電気施設・電気通信・無線通信などの通信施設の計画・設計・施設工事の監督・維持管理など技術的な業務に従事するものをいう。

× (1) 通信設備の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するものを除く。  
 (2) 電気化学製品の製造に関する技術的な業務に従事するものを除く。

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気設計技術員</li> <li>真空管技術員</li> <li>電気機械設計技師</li> <li>電気機械技術者</li> <li>電気技師</li> <li>電話技術者</li> <li>電気冷凍機技術者</li> <li>給電技手</li> <li>電気工事技師</li> <li>弱電工事技師</li> <li>電力技術員</li> <li>有線電気通信技術者</li> <li>電気通信施設技師</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信技師</li> <li>車両電気技術員</li> <li>精密測定器技術者(電気式)</li> <li>電気試験技師</li> <li>ラジオ製造技術者</li> <li>テレビ製作技師</li> <li>電気事業主任技術者</li> <li>変電技師</li> <li>電話修理技師</li> </ul> |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>× 電気化学技術者 [017]</li> <li>無線通信士 [431]</li> </ul>   |

## 017 化学技術者

化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維などの製造に関する化学工程の企画・技術指導・作業管理・分析・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

× や金・食品・染色整理・窯業技術者を除く。

- アンモニア合成技術者
- りん酸製造化学技術者
- 電気化学技術者（アルミナ製造）
- アルミナ技師
- 無機合成技術員
- 油脂化学技術者
- マーガリン製造技師
- 化学薬品技師
- 活性炭製造技師
- 火薬技術者
- 合成樹脂技術者
- 石炭乾りゆう技術者
- メタノール技術者
- 薬品分析試験技師
- 硫酸化学技師
- 人造絹糸技師

- 非金属精錬技師
- 化学技師
- 製薬会社化学技師
- カーバイト技師
- 工業薬品分析技術者
- 硝酸技術者
- 塗料技師
- レーヨン製造技師
- 化学繊維技師
- 合成繊維技師
- プラスチック製造技師
- ナイロンフィルム製造技師

× 電気化学技術者（アルミニウム製造）〔012〕  
染色技術者〔021〕

## 018 窯業技術者

陶磁器・耐火物・ガラス・ほうろく・セメントなどの窯業製品・研ま材などの製造に関する企画・技術指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 陶磁器などのデザインの設計業務に従事するものを除く。

- 陶磁器成型技術者
- れんが製造技師
- 耐火物製造技師
- 絶縁陶磁器技師
- 窯業技師
- 製びん技師

- 焼石こう技師
- ガラス繊維技師
- ガラス技術者
- セメント分析技術員（セメント製造）
- 石綿製品製造技師

## 019 食品技術者

各種飲食料品の製造に関する企画・技術指導・検査・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

× 食品衛生・監視の業務に従事するものを除く。

- 食品かん詰技師
- 清涼飲料技術者

- 食品化学技術者
- アミノ酸しょう油製造技師

しょう油製造技術者  
醸造技師（味そ製造）  
水産食品製造技術者  
酪製品技術者  
精穀技術員  
製氷技師  
食品製造技手

製茶技師  
製粉技師  
製菓技師

× 食品衛生監視員〔059〕  
と畜検査員〔059〕  
調理士〔916〕

## 021 製糸・紡織技術者

製糸、紡績、機織、繊維製品の精練・漂白・染色などに関する企画・技術指導・作業管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

- × (1) 化学繊維製造に関する技術的な業務に従事するものを除く。  
(2) 被服製造に関する技術的な業務に従事するものを除く。

○ 紡績技術者  
フェルト製造技手  
製糸技術者  
メリヤス製造技術者

石綿紡績技術者  
製織技師  
精練漂白技師  
染色技術者

## 022 土木・建築技術者

道路(橋・トンネルを含む)・河川・港湾・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改修・維持に関する企画・設計・管理・技術指導・検査の業務、宅地・農地・水路などの改良・造成に関する企画・設計管理・施工監督・検査などの技術的な業務に従事するもの、住宅その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理などの技術的な業務に従事するものをいう。

- 土木工事の計画・施工とともに付随的に測量作業に従事するものを含む。  
× (1) 土地台帳・家屋台帳の登録について土地・家屋に関する調査・測量・申告手続に関する業務に従事するものを除く。  
(2) 土地・水路などの測量に関する計画・実施などの技術的な業務に従事するものを除く。

○ 土木技師  
土木・建築技師  
土建技師  
河川技術員  
水道建設技術者  
耕地整理技師  
建設技手（砂防工事）  
道路技師  
港湾技師

底園設計技術者  
農業土木技師  
ずい道技師  
森林土木技師  
建築技師  
建築士  
建築設計監督技術者

× 水路測量士〔023〕

大工〔721〕

土木・建築請負師〔722〕

## 023 測量技術者

土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮などの技術的な業務に従事するものをいう。

○ 測量士  
測量士補  
測量技手  
測量技術者  
地図測量士

道路測量士  
水路測量士  
港湾測量技師

× 航空測量技術者  
土木技術者〔022〕

## 024 農業技術者

作物(稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物・飼料作物)の栽培・土壌・肥料・病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、農地事業の計画・施行、種苗の配布、農産物・種苗の検査に関する企画・指導などの技術的な業務に従事するものをいう。

○ 営農指導員  
穀物検査官  
種苗生産指導員  
農業改良指導員  
農業技手  
農産物検査官  
農地指導技師  
改良普及員(農業生活)  
農器具検査員  
米穀検査技手  
稲作改良普及員

たばこ耕作指導員  
たばこ生産関係技術員  
しいたけ栽培技師

× 森林土木技師〔022〕  
農業土木技師〔022〕  
特技普及員(畜産)〔026〕  
森林種苗技術員〔027〕  
農薬検査員〔099〕  
肥料検査員〔099〕  
肥料検査官〔099〕  
病虫害防除員〔299〕

## 025 蚕業技術者

桑の栽培・養蚕・繭・蚕種製造に関する技術の改良普及・生産などの企画・指導・管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

○ 蚕業指導員  
養蚕技師  
蚕業技術員  
蚕種製造技術員  
種繭分場技術員  
繭検査員

繭検定技術員  
栽桑指導員  
桑苗技術員  
製糸会社原料技術員  
養蚕飼育指導員

× 生糸検査員 [099]

製糸技術者 [021]

## 026 畜産技術者

家畜・家きん・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼養・改良普及・畜力利用などに関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

- 畜産指導員
- 畜産技師
- 特技普及員
- 乳質検査員(牧場)
- ふ化技術者
- 種付技師
- 家畜人口受精師

めん羊飼育指導員  
養鶏技師  
養ほう(蜂)技術者  
養こ(狐)技術者  
養と(兎)技術者

× 獣医師 [049]

## 027 林業技術者

造林用種苗の育成・生産、植林、ぶ育、林産物の生産・利用に関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

- 営林技師
- 林業機械技術員
- 林業改良技術員
- 特殊林産物技術員
- 木炭検査員

林業技術員  
林産物検査員

× 木材加工技術員 [029]

## 028 水産技術者

水産動植物の採捕・養殖に関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

- 工船漁業に従事する水産技術者を含む。

- 水産技師
- 水産指導員
- 水産業改良普及指導員
- 水産資源保護指導員
- 熱帯魚養殖技師
- 真珠養殖技師

のり養殖技師

× 水産食品技術者 [019]  
水産試験技師(試験所) [081]  
漁業監督官 [099]

## 029 その他の技術者

録音技師・たばこ製造技師などの011ないし028に含まれない技術的な業務に従事するものをいう。

- 能率技師
- 地質調査技師
- 安全工業技術員
- 録音技師
- 木工技術者
- 印刷技師
- 生糸検査所技術者

被服製造技術者  
たばこ製造技師

- × 気象観測技術者 [081]
  - 製図工 [762]
  - 写図工 [762]
-

## 03 教 員

学校（小学校・中学校・高等学校・大学・盲学校・ろう学校・養護学校・幼稚園をいう。）、各種学校（学校教育に類する教育を行なう施設をいう。）、その他の教育施設において学生・生徒・児童・幼児の教育に従事するものをいう。

- 教育に従事する学長・校長（園長を含む。）、部長（大学の学部長・大学に付置される研究所の長・大学の付属図書館の長をいう。）、少年院・少年保護鑑別所において収容少年の教育に従事するものを含む。
- × (1) 教育委員会の教育長・専門職員（指導主事・社会教育主事をいう。）を除く。〔08～09 その他の専門的職業従事者〕
- (2) 学校の事務職員・技術職員・実習助手を除く。〔それぞれに対応する分類項目〕
- (3) 教育に従事しない学校の理事者を除く。〔11 会社・団体の役員〕
- (4) 教護院において収容少年の教護・教科指導に従事するものを除く。〔08～09 その他の専門的職業従事者〕

## 031 幼稚園教員

幼稚園教諭・助教諭の免許状を有し、幼稚園において、幼児の保育・養護教育に従事するものをいう。

× 幼稚園教諭・助教諭の免許状をもたずに幼児の保育に従事するものを除く。

- 幼稚園園長  
幼稚園教諭  
○大学付属幼稚園教諭  
幼稚園養護教諭

- × 盲・ろう学校幼稚部教諭〔036〕  
養護学校幼稚部助教諭〔036〕  
幼稚園保母〔089〕

## 032 小学校教員

小学校教諭・助教諭の免許状を有し、小学校において、児童の初等普通教育・養護教育に従事するものをいう。

× (1) 特殊学校において、児童の初等普通教育に従事するものを除く。  
(2) 少年院・少年保護鑑別所において、収容少年のきょう正教育・教科の指導に従事するものを除く。

- 小学校校長  
小学校教諭  
小学校助教諭  
小学校養護教諭

- 大学付属小学校教諭
- × 盲・ろう学校小学校教諭〔036〕  
養護学校小学部教諭〔036〕

## 033 中学校教員

中学校教諭・助教諭の免許状を有し、中学校において、生徒の中等普通教育・養護教育に従事するものをいう。

- × (1) 特殊学校において、生徒の中等普通教育に従事するものを除く。
- (2) 教護院において、収容児の教護・教科の指導に従事するものを除く。

- 中学校校長  
中学校教諭  
中学校助教諭  
大学付属中学校教諭

中学校養護教諭

- × 養護学校中学部助教諭〔036〕  
盲・ろう学校中学部教諭〔036〕

## 034 高等学校教員

高等学校教諭・助教諭の免許状を有し、高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護教育に従事するものをいう。

- × (1) 特殊学校において、生徒の高等普通教育に従事するものを除く。
- (2) 少年院において、収容少年のきょう正教育・教科の指導に従事するものを除く。
- (3) 高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら技能的・技術的知識・経験を必要とする実技の指導・実験・実習の補助的な仕事に従事するものを除く。

- 高等学校校長  
高等学校教諭  
高等学校助教諭  
音楽家（高等学校教師）  
大学付属高等学校教諭

高等学校養護教諭

- × 盲・ろう学校高等部教諭〔036〕  
高等学校畑農耕実習助手〔259〕

## 035 大学教員

大学において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

- (1) 教育に従事する学長・部局長を含む。
- (2) 大学の学部において、学生に対して、専門的科学的知識にもとづく実験・実習の指導・研究に従事するものを含む。
- (3) 大学の研究所、教育・研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するものを含む。
- (4) 大学の学部所属の練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するものを含む。
- × (1) 大学において、学理的基礎知識によらず実務の経験もしくは研修にもとづく知識・技術・技能によって、学生に関する事務・学生の実験・学習の指導・研究の補助的仕事に従事するものを除く。
- (2) 大学付属の病院・研究所などの付属施設において、もっぱら教育以外の仕事に従事するものを除く。

- (3) 大学付属の諸学校において、生徒・児童・幼児の教育・教育実習学生の指導に従事するものを除く。
- (4) 大学の医学部付属の看護婦養成施設などにおいて、もっぱら看護などに関する理論・実技の教授に従事するものを除く。
- (5) 大学の学部・研究所などに付属する工場において、実験用または試作機械器具の製作の作業に従事するものを除く。
- (6) 大学において、訓育上直接学生を補導する仕事に従事するものを除く。

○ 大学学長  
大学教授  
大学助教授  
医科大学教授  
医学部教授  
大学講師  
大学助手  
学部長

医師（教授）  
国立大学分校主事  
大学院教師  
教授（獣医科大学）

× 大学工学部旋盤実習助手〔511〕  
名誉教授〔N〕

### 036 盲・ろう・養護学校教員

盲学校・ろう学校・養護学校教諭・助教諭・養護教諭の免許状を有し、盲学校・ろう学校・養護学校の特殊学校において、生徒・児童の高等・中・小学校・幼稚園に準ずる教育に従事するもの、特殊学校・高等・中・小学校・幼稚園において生徒・児童・幼児の養護に従事するものをいう。

× 特殊学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら寄宿舎における生徒児童の生活および学習の世話などの仕事に従事するものを除く。

○ 盲学校校長  
盲学校幼稚部教諭  
盲学校小学部教諭  
盲学校中学部助教諭  
盲学校教諭  
盲学校助教諭  
盲・ろう学校小学部教諭  
ろう学校教諭  
ろう学校中学部教諭  
ろう学校校長

ろう学校助教諭  
ろう学校養護教諭  
ろう・あ学校教員  
養護学校校長  
養護学校助教諭  
養護学校幼稚部助教諭  
養護学校養護教諭  
養護学校小学部教諭  
養護学校中学部助教諭

### 039 その他の教員

各種学校または学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種教科・実技などの教育に従事するものをいう。

○ (1) 事業体付属の教育施設において、職員に対して業務上必要な知識・技術・技能などの教育にもっぱら従事するものを含む。

- (2) 就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設において就業に必要な知識・実技などの教育に従事するものを含む。
- (3) 少年院において収容少年の教育に従事するものを含む。
- (4) 職業訓練施設において職業に必要な技能の訓練・指導に従事するものを含む。
- × (1) 各種学校以外の教養・レクリエーションなどのための茶道・華道・手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するものを除く。
- (2) 個人教授所(塾)において、学習指導に従事するものを除く。
- (3) 個人家庭において学習指導に従事するものを除く。
- (4) 保育所・教護院などの児童福祉施設において児童の保育・生活指導などに従事するものを除く。
- 工芸技術講習所講師  
図書館員養成所講師  
公共職業補導所教員  
国有鉄道職員養成所講師  
洋裁学校講師  
速記者学校講師  
技能者養成所教諭  
警察学校教官(非巡査)  
看護婦・助産婦学校教員  
歯科衛生士学校講師  
タイピスト学校講師
- 算盤塾(各種学校)講師  
防衛大学校教員  
自治大学校教員  
保安大学校教員  
警察大学校教員
- × 基会所教師 [099]  
琴指南 [099]  
いけ花指南 [099]  
マーチャン教師 [099]

## 04 医療保健技術者

人・家畜を対象とした医業・医業類似行為・獣医業またはこれらに関連する科学的な医学の知識を必要とする専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

- × (1) 医業またはこれに関連する専門的・技術的な業務に従事する自衛官を除く。(85 保安職業従事者)
- (2) 医学的知識にもとづいて、予防衛生・保健衛生・栄養などに関する試験・研究に関する専門的・科学的な業務に従事するものを除く。(08~09 その他の専門的職業従事者)
- (3) 薬学的知識にもとづいて、医薬品・食品などの検定・検査・研究に関する専門的・科学的な業務に従事するものを除く。(08~09 その他の専門的職業従事者)
- (4) 獣医学的知識にもとづいて、動物用医薬品の検定・検査・研究に関する専門的・科学的な業務に従事するものを除く。(08~09 その他の専門的職業従事者)

## 041 医師

医師の免許状を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的きょう正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

- 医師の免許状を有する病院長・診療所長を含む。
  - × (1) 医学的な検定・検査・診療に伴う病理細菌に関する技術的な業務に従事するものを除く。
  - (2) 大学の教授・助教授または講師であって、大学付属の病院などで診断・治療などの業務に従事するものを除く。
- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師</li> <li>  内科医</li> <li>  外科医</li> <li>  小児科医</li> <li>  整形外科医</li> <li>  産婦人科医</li> <li>  耳鼻いんこう科医</li> <li>  皮膚ひ尿器科医</li> <li>  眼科医</li> <li>  結核医</li> <li>  精神病科医</li> <li>  らい科医</li> <li>  監察医</li> <li>  船医</li> <li>  放射線科医</li> <li>  検疫医</li> <li>  公衆衛生医</li> <li>  療養所長（医師）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>法医学医</li> <li>衛生管理者（医師）</li> <li>医長</li> <li>大学付属病院長（医師）</li> <li>病院長</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 医科大学教授〔035〕</li> <li>  医学部教授〔035〕</li> <li>  医師（大学教授）〔035〕</li> <li>  医療監視員〔059〕</li> <li>  医療技術員〔059〕</li> <li>  食品衛生監視員〔059〕</li> <li>  衛生管理者（医師でないもの）〔059〕</li> <li>  診療エックス線技師〔059〕</li> <li>  解剖技術者〔059〕</li> <li>  薬事監視員〔059〕</li> <li>  病理技術員〔059〕</li> </ul> |
|--|---|

## 042 歯科医師

歯科医師の免許状を有し、歯がとその周囲組織または口こうに生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防指導などの専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

○ 歯科医師の免許状を有する歯科診療所長を含む。

× (1) 大学の教授・助教授または講師であって、大学付属の病院などで歯科に関する診断・治療などの業務に従事するものを除く。

(2) 歯科衛生士を除く。

(3) 歯科技工士を除く。

○ 歯科医師  
学校嘱託歯科医師  
歯科医院長

歯科技工士 [059]  
歯科衛生士 [059]  
医療監視員 [059]  
薬事監視員 [059]

× 歯科大学教授 [035]

## 043 薬剤師

薬剤師の免許状を有し、医薬品の調整・鑑定・保存・調剤・交付に関する専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

○ 医薬品を製造する事業所において薬剤師の免許状を有し医薬品の製造を管理するものを含む。

× (1) 各種薬品に関する薬学的な試験・検定・研究にもっぱら従事するものを除く。

(2) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許状を有し、医薬品の製造を管理するもの、細菌学的知識を有し技術的な業務に従事するもの、薬剤師の免許状を有しないで医薬品製造に関する技術的な業務に従事するものを除く。

○ 薬剤師  
薬剤科長（病院）  
薬局店主（薬剤師）  
薬局長  
薬剤官  
薬剤長  
調剤師  
薬業士  
製薬会社薬剤師

× 製薬会社化学技師 [017]  
環境衛生監視員 [059]  
医薬品製造技術者 [059]  
毒物劇物監視員 [059]  
食品衛生監視員 [059]  
薬事監視員 [059]  
医療監視員 [059]

## 044 保健婦

保健婦の免許状を有し、健康相談・巡回訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・健康教育その他日常生活上必要な保健指導に従事するものをいう。

× (1) 事業場などにおいて、作業場を巡回して、健康異常者の発見・処置・労働環境・衛生の調査・作業条件・施設などの衛生上の改善、衛生用・保護用・救急用具などの点検・整備、衛生教育、健康相談などに従事するものを除く。

- (2) 衛生管理者を除く。  
 (3) 保康婦の免許状を有し、もっぱら看護業務に従事するものを除く。

○ 保健婦 保健婦長 保健指導員	×	衛生婦（掃除人を除く）〔059〕 受胎調節指導員（医師を除く）〔059〕
------------------------	---	---

## 045 助産婦

助産婦の免許状を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導に従事するものをいう。

○ 助産婦（産婆）		助産婦長
-----------	--	------

## 046 看護婦、准看護婦（男子を含む）

看護婦・看護人の免許状を有し、傷疾者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話・診療の補助業務に従事するもの、准看護婦・看護人の免許状を有し、医師・歯科医師・看護婦の指示を受けて傷疾者・じょく婦に対する療養上の世話・診療の補助業務に従事するものをいう。

○ 看護婦 准看護婦 派出看護婦 看護人 准看護人 看護婦長	×	見習看護婦〔059〕 看護助手〔059〕 付添人（看護婦の免許のないもの）〔902〕 家政婦〔902〕
---	---	--

## 047 栄養士

栄養士の免許状を有し、献立の作成、栄養価の計算・特別治療食の調理その他これらに伴う食餌（じょくじ）相談・嗜好調査・栄養摂取状況の調査などの栄養指導に従事するものをいう。

○ 栄養士 栄養指導員	×	食品衛生監視員〔059〕 調理士〔915〕
----------------	---	--------------------------

## 048 あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師

免許状を有し、あん摩（マッサージ・指圧を含む）、はり・きゅう・柔道整復の施術を行なうものをいう。

○ 免許状を所有しないで医療類似行為を行なうものを含む。		
○ あん摩 マッサージ師 指圧師 はり術見習		もみ療治師 筋もみ師 はり師 骨つぎ師

柔道整復師  
電気治療師  
物理療法師

整体治療師  
靈掌療法施術者

## 049 獣 医 師

獣医師の免許状を有し、家畜（牛・馬・めん羊・やぎ・豚・犬・猫・鶏をいう。）の診療、動物・畜産物の検疫などの専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

- (1) 獣医師の免許を有する家畜診療所長を含む。
  - (2) 動物・畜産物の病的根源の有無について検査し、と殺処分、消毒などの取締に従事するものを含む。
  - × 家畜の診療・動物・畜産物の検疫などの専門的業務に付随する技術的補助業務に従事するものを除く。
- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 獣医師<br/>家畜診療所長（獣医師）<br/>犬猫病院長</li> <li>× 畜産技術者 [026]</li> </ul> | <p>教授（獣医科大学）[035]<br/>食品衛生監視員 [059]<br/>環境衛生監視員 [059]<br/>装てい師 [523]</p> |
|--|--|

## 059 その他の医療保健技術者

診療エックス線照射、歯科の疾患の予防処置、衛生管理などの041ないし049に含まれない技術的・専門的な医療・保健衛生の業務に従事するものをいう。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨床検査技師<br/>医療技術者<br/>解剖技術者<br/>診療エックス線技師<br/>病理技術者<br/>拘療科技術者<br/>医療監視員<br/>歯科衛生士<br/>歯科技工師<br/>検眼士<br/>衛生検査技師<br/>衛生管理者<br/>環境衛生監視員<br/>食品衛生管理者<br/>薬事監視員<br/>医薬品製造技術者</li> </ul> | <p>毒物・劇物監視員<br/>防疫技術者<br/>坑内医務手<br/>受胎調節指導員<br/>看護助手（免許のないもの）<br/>見習看護婦<br/>ひる治療師<br/>と畜検査員<br/>衛生婦（掃除人を除く）<br/>インターン（有給の）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 薬業士 [043]<br/>マッサージ師 [048]<br/>付添婦 [902]<br/>家政婦 [902]<br/>うらない師 [929]</li> </ul> |
|---|---|

## 06～07 芸術家、芸能家

美術・音楽・演劇などの芸術作品の創作・演奏・上演に従事するものをいう。

- 個人教授所において、美術・音楽・演劇などについて教養・学習のための指導に従事するものを含む。
- × (1) 文芸作品の創作に従事するものを除く。(08～09 その他の専門的職業従事者)
- (2) 学校において、美術・音楽・演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものを除く。(03 教員)

## 061 彫刻家

木彫・石彫・金銅造・象げ彫・角彫・塑像・仏像などの美術品の創作に従事するものをいう。

- × 彫刻家の指導によって彫刻・塑造の製作の補助的業務に従事するものを除く。

- 彫刻家
- 塑像家
- 木彫家
- 彫刻個人作家

- × 鋳金家 [063]
- 金属彫刻師 [517]
- 木彫師 [604]
- 印刻師 [791]
- 印判師 [791]

## 062 画家

絵画・版画の創作に従事するものをいう。

- × 図案などの考案設計に従事するものを除く。

- 日本画家
- 水彩画家
- 肖像画家
- 漫画家
- 油画家
- 装飾画家
- 風景画家

- 西洋画家
- さし画画家
- 版画家

- × 図案家 [064]
- 陶器絵付工 [667]

## 063 工芸美術家

陶磁工芸品・漆工芸品・染織工芸品・木竹工芸品・宝石・きば・角・皮革工芸品・金工芸品・美術家具などの美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などに従事するものをいう。

- × 工芸美術家の指導によって工芸品製作の補助的業務に従事するものを除く。

- 陶器個人作家
- 陶芸家

- 漆工芸師
- 鋳金家

- 民芸指導家
- 美術鋳造家
- 染織工芸家
- 刀剣師

銘刀作家

- × 彫刻家 [061]
- 蒔絵師 [787]

## 064 デザイナー

工業的・商業的製品 または その他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて技芸的・趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行なう専門的な業務に従事するものをいう。

- 工芸図案家
- 工業デザイナー
- 商業デザイナー
- 商業美術家
- ディスプレイヤー
- 図案技師
- 友禅図案師
- 印刷図案家
- 図案画家（印刷図案業）
- 建築装飾図案家

服飾デザイナー  
デザイナー  
宣伝図案家  
上画図案家  
機械デザイナー

- × 舞台装置家 [079]
- 図案工 [795]
- 図案画工 [795]

## 065 音楽家

作曲・演奏または演奏の指揮に従事するものをいう。

- 作曲家
- 演奏家
- 編曲者
- 器楽家
- 音楽指揮者
- 歌手
- オペラ歌手
- 声楽家
- 合唱団員
- 楽士
- 邦楽家
- 琴師匠
- 尺八教授
- 義太夫師匠

哥沢師匠  
常盤津師匠  
三味線師匠  
びわ(琵琶)師  
雅楽楽手  
小唄・端唄師匠  
浄るり(溜璃)師匠  
清元師匠  
琴指南  
音楽解説者

- × 音楽家（高等学校教師）[034]
- 浪曲師 [069]
- 音楽評論家 [087]

## 066 舞踊家

舞・踊・振によって感情と意志を表現する演技者をいう。

- 日本舞踊家
- 西洋舞踊家
- 能師
- 狂言師
- バレリーナ
- 踊り師匠

社交ダンス教師  
 ステージダンサー  
 ストリッパー  
 タップダンサー  
 アクロバットダンサー

## 067 俳優

映画・演劇などにおける演技者をいう。

× 大衆演芸の演技者を除く。

- 歌舞伎俳優
- 役者
- ラジオ放送劇団員（声優）
- 映画女優
- 女形
- テレビ俳優

映画俳優

- × 演芸家 [069]
- 人形芝居師 [069]
- 落語芝居師 [069]

## 068 演出家

脚本・シナリオを基として、映画・演劇などを組成する俳優の演技指導、セット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するものをいう。

- 演出家
- 監督

助監督  
 歌舞き(伎)監事

## 069 演芸家

寄席（講談・落語・漫才・浪曲・声色など）・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者をいう。

- 講談師
- 落語家
- 漫才師
- 落語芝居師
- 浪曲家
- 茶番狂言師
- 人形芝居師
- 映画説明者
- コメディアン（演芸家）
- 声色師
- 奇術師

大道芸人  
 あやつり人形使い  
 腹話術師  
 詩吟家  
 ボードビリアン  
 曲芸師  
 遊芸師匠

- × 舞踊家 [066]
- 俳優 [067]

## 079 その他の芸術家・芸能家

061 ないし 069 に含まれない芸術作品の創作・再現に従事するものをいう。

○ 書道家  
人形作家  
謡曲師  
装てい(幟)家

舞台装置家

✕ 花道師匠 [099]  
茶道指南 [099]

---

## 08～09 その他の専門的職業従事者

研究者・裁判官・文芸家・カメラマンなどの01ないし07に含まれない専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

## 081 自然科学研究者

試験場・研究所などの施設において、もっぱら理学・工学・農学・医学などの自然科学に関する試験・研究・検定・分析・鑑定・調査・試験研究についての企画・調整・普及など専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

○ 医学研究員  
解剖学研究員  
寄生虫学研究員  
薬品研究員  
色彩科学研究員

化学研究員  
食品化学研究員  
農作物研究員  
水産試験技師  
気象観測技術者

## 082 社会科学研究者

研究施設において、もっぱら法律学・政治学・経済学・商学・経営学・文学・哲学・教育学・心理学・社会学・史学などの社会科学に関する調査・研究など専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

○ 社会科学研究員  
経済学研究員  
史料編さん(纂)所研究員  
絵画研究員

美術研究家  
研究室助手(社会問題)

× 大学研究員(講座のある)[035]

## 083 裁判官、検察官、弁護士

法律上の争訟を裁判するもの、刑事について公訴を行ない、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判所の執行を監督し、裁判の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に通知を求め、または意見を述べ、公益の代表として他の法令がその権限に属させた事務を行なうもの、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱によって訴訟事件、非訟事件、訴願・審査の請求・異議の申立など行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行なうものをいう。

- × (1) 工業所有権に関する審判・抗告審判を行なうものを除く。  
(2) 海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁決の執行を行なうものを除く。  
(3) 裁判官弾がい(劾)の裁判を行なうものまたは裁判官ひ(罷)免の訴追を行なうものを除く。

○ 裁判官 裁判長 裁判所長 判事 判事補 検察官 検事	副検事 弁護士  × 法務省の課長〔101〕 裁判所課長などの管理者〔101〕 司法修習生〔199〕
--	---

## 084 その他の法務従事者

法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成し、私署証書を認証する業務に従事するもの、海難事件の審判を行ない、審判の請求・維持・執行などの業務に従事するもの、その他司法またはこれに関連する専門的業務に従事するものをいう。

- × (1) 国民の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行ない、公安の維持に従事するものを除く。
- (2) 検察行政事務、国の利害に関係ある争訟事務・民事事務・人権擁護事務などの法律行政事務に従事するものを除く。

○ 公証人 裁判所調査官 家事審判官 執行吏 特許審判員 海難審判庁理事官 司法書士 家事調査官	少年調査官 海難審判庁審判官 家事調停員 裁判所書記官  × 行政書士〔199〕 廷吏〔854〕
---	--

## 085 公認会計士、税理士、弁理士

他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などの業務に従事するもの、他人の求めに応じて、租税に関し、申告・申請・再調査または審査の請求・異議の申立・過誤納税金の還付請求などについて代理し、税務官公署に提出する書類を作成し、税務に関する相談などの業務に従事するもの、特許・実用新案・意匠・商標の出願・請求・登録その他の手続きの代理・鑑定などの業務に従事するものをいう。

○ 公認会計士 税理士 弁理士	会計士補 税務代理士
-----------------------	---------------

## 086 記者、編集者

新聞・雑誌などの記事の取材に従事するもの、新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一

定の目的の下にしゅう集し、配列し、形式を整えるなどの業務に従事するものをいう。

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新聞記者</li> <li>政治部取材記者</li> <li>放送記者</li> <li>通信記者</li> <li>雑誌記者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>広告記者</li> <li>編集員</li> <li>法規編集者</li> </ul> |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>× 編集長 [149]</li> </ul>                      |

## 087 文芸家、著述家

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作に従事するもの、文学・学術などに関する著作・翻訳に従事するものをいう。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小説家</li> <li>シナリオ作家</li> <li>ラジオドラマ作家</li> <li>劇作家</li> <li>作詩家</li> <li>文芸批評家</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>歌人</li> <li>音楽評論家</li> <li>俳かい師</li> <li>美術批評家</li> <li>著述家</li> </ul> |
|--|---|

## 088 宗 教 家

神道・仏教・キリスト教またはその他の宗教の布教・伝導・法忌・式典などの祭式の執行その他の宗教活動に従事するものをいう。

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 和尚</li> <li>カトリック教修道士</li> <li>カトリック司祭</li> <li>神職</li> <li>教祖</li> <li>教導師</li> <li>権ねぎ(禰宣)</li> <li>司教</li> <li>仏教主管者</li> <li>神官</li> <li>神社宮司</li> <li>神父</li> <li>宣教師</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>僧侶</li> <li>僧見習</li> <li>たくはつ(托鉢)僧</li> <li>伝導師</li> <li>尼僧</li> <li>布教師</li> <li>牧師</li> <li>法印</li> <li>役僧</li> <li>雲水</li> </ul> |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>× みこ(巫子) [939]</li> </ul>   |

## 089 社会福祉事業専門職員

要保護者・要保護児童・母子・身体障害者・精神薄弱者などについて調査・相談・保護・教護・援護・育成・更生指導などの社会福祉に関する専門的な業務に従事するもの、犯罪者について、被保護者の生活指導・相談などの厚生保護に関する専門的な業務に従事するものをいう。

- (1) 教護院長を含む。
- (2) 児童福祉施設において、児童の保育・保護の業務に従事するものを含む。
- × 社会福祉施設・更生保護施設において被保護者の診療・保健衛生その他医学的専門的知識を要する仕事に従事するものを除く。

- 社会福祉主事  
児童福祉司  
身体障害者福祉司  
幼稚園保母  
託児所保母  
教護・教母（教護院）  
社会事業家  
職業指導員  
児童指導員  
児童厚生員  
母子寮の寮母（保母）

社会福祉施設管理者（社会福祉専門職員）  
社会福祉施設長（社会福祉専門職員）

- × 少年院中等部教員 [033]  
医師 [041]  
経営者（社会福祉施設） [149]  
社会福祉事業家 [149]  
福祉事務所事務員 [199]  
公益質屋主任 [241]  
寮母（寄宿舎・寮） [933]

## 091 カメラマン

映画・テレビジョン用撮影機を操作するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影に従事するものをいう。

- × (1) 一般大衆の撮影・写真処理に従事するものを除く。
- (2) 写真・映画のネガ・プリントを処理する作業に従事するものを除く。
- (3) 映写機を操作するものを除く。
- (4) X線写真の撮影・写真処理を行なうものを除く。

- 撮影技師  
写真記者  
撮影助手（映画製作業）  
写真技師  
テレビカメラ撮影技師  
写真撮影師

- × 焼付工 [799]  
修整工 [799]  
焼付機運転工 [799]  
現像工 [799]  
写真師 [911]  
映写技士 [938]

## 099 他に分類されない専門的職業従事者

茶道・生花などの個人教授、鑑定人、司書などの081ないし091に含まれない専門的な業務に従事するものをいう。

- 通訳  
指紋鑑識員  
保険教理員  
海事鑑定人  
検教員

肥料検査官  
生糸検査官  
教育委員会指導主事  
基会所教師  
鑑定人（書画・骨とう）

語学個人教師

馬調教師

犬訓練士

飼犬師

司書

調律師

ラジオアナウンサー

郵政監察官

郵便指導官

漁業監督官

衆議院常任委員会専門委員

茶道指南

囲碁教授

撞球師範

将棋指南

活花指南

マージャン教師

裁縫教師（非教育施設）

探偵

家庭教師（通いのもの）

× 放送劇団員〔067〕

放送記者〔086〕

ラジオ解説者〔086〕

易者〔939〕

街頭宣伝放送員〔941〕